

滝川市公共ホール等 使用料補助金交付制度

文化センター大ホールの利用休止に伴い、市内外の代替施設の使用に係る使用料等を補助します。

代替施設に係る**使用料等の2分の1**を補助します。

<例>

施設使用に
伴う使用料金
30万円



市が1/2
を補助



補助金額
15万円

対象者

令和3年5月13日以降に文化センター大ホールで公演等を予定していた市内団体など

対象経費

令和3年5月13日～令和4年3月31日の間に、中空知[※]及び深川市に所在する代替施設を使用する際に係る使用料等

※ 滝川市・芦別市・赤平市・砂川市・歌志内市・奈井江町・上砂川町・浦臼町・新十津川町・雨竜町

対象金額

対象経費の2分の1を補助し、上限額は15万円まで

申請
相談窓口

〒073-8686

滝川市大町1丁目2番15号 滝川市役所7F

滝川市教育委員会 教育部 社会教育課

TEL: 0125-28-8046 E-mail: syakai@city.takikawa.lg.jp

詳しい要件などはHPをご覧ください。お問い合わせください。